



陳情

飯田市議会議長
井坪隆 殿

2021年8月25日

陳情団体 飯田民主商工会
代表者名 会長 原寿治

住所地

事務局長 北沢健二
飯田市松尾新井 6790
0265-23-1040



国に対し、消費税の適格請求書(インボイス)等保存方式導入の見直しを求める陳情書

【陳情趣旨】

地域の中小・小規模事業者(中小業者)の営業とくらし、地域経済を守るため、日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

2019年10月の消費税10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始まります。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の見直しや実施延期を求める声が上がっています。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税が免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生します。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となります。そのため、免税業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることとなります。

多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいます、インボイス制度への登録、経理実務の変更準備にとりかかる状況にはありません。これ以上負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにつながります。また、インボイス制度の周知が不十分であることも考慮する必要があります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により、貴議会が国及び政府に対し、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、消費税のインボイス制度の見直しを求める意見書の採択・送付を求め陳情いたします。

【陳情項目】

- 1, 国に対し、消費税の適格請求書(インボイス)等保存方式導入の見直しを求めること。

消費税の適格請求書(インボイス)等保存方式導入の見直しを求める意見書(案)

【陳情趣旨】

2019年10月の消費税10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始まる。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の見直しや実施延期などを求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税が免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることとなる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなります。飯田広域では2019年度実績で1,054人が対象となる(全国シルバー人材センター事業協会統計)。しかし会員が受け取る配分金は、全国平均で月8日から10日就業した場合、月額3から5万円程度しかない。

多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいる、インボイス制度への登録、経理実務の変更準備にとりかかる状況にはない。これ以上負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにつながる。

よって、政府は中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2023年10月からの消費税のインボイス制度の実施を見直すことを求める。

以上、地方自治法99条のきていにより意見書を提出する。

シルバー人材センターの場合

全国約 70 万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければなりません。飯田広域では 2019 年度実績で 1,054 人が対象となります（全国シルバー人材センター事業協会統計）。しかし会員が受け取る配分金は、全国平均で月 8 日から 10 日就業した場合、月額 3 から 5 万円程度しかありません。

インボイス制度をめぐる業界・税理士団体の要望

2021年5月10日 取りまとめ：全商連

- *日本商工会議所（「令和3年度税制改正に関する意見」2020年9月16日）
当分の間凍結：経理事務に変更が必要となる等、生産性向上に逆行。免税事業者（約500万者）に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してきた。多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にない。

- *全国中小企業団体中央会（「第72回中小企業団体全国大会決議」2020年10月22日）
廃止を含めた慎重な対応。少なくとも凍結：収益に結びつかない経費負担（機材費・人件費等）が強く、あらゆる事業者の事務コストを増やし、中小企業・小規模事業者の活力を失わせるため、十分な時間をかけて検証し、廃止を含めた慎重な対応が必要。新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が緊急課題となる中で、免税事業者に対する取引排除等の影響を回避する十分な措置が講じられるまでの間、少なくとも凍結すべきである。

- *公益財団法人 公益法人会（「令和3年度税制改正に関する要望」）
特段の配慮を望む：取引先が免税事業者となる法人にとっては、税負担が増加するケースも想定されることから、現場で公益活動を担う法人からの懸念の声にも耳を傾けていただき、特段の配慮を望む（「シルバー人材センターについては、事業の特殊性に鑑み特例で適用しないことにしてほしい」「インボイスが会員に適用されるとシルバー人材センター事業の運営は立ち行かなくなると懸念」「インボイス制度の導入に際して、公益法人は除外してほしい」など、インボイス制度に関する懸念の声が多数寄せられていると指摘）。

- *全建総連（チラシ2020年5月）
見直し：区分記載（請求書）等保存方式で対応可能。

- * 中小企業家同友会（「2022 年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（案）」2021 年 6 月）
 - 導入撤回：インボイスは事業者免税点制度の実質的な廃止と同じ結果をもたらす。中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらす。

- * 日本税理士会連合会（「令和 3 年度税制改正に関する建議書」2020 年 6 月 11 日）
 - 見直し・延期：事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせる。新型コロナウイルス感染拡大による危機的な経済情勢下においては、導入時期は延期すべき。

- * 全国青年税理士連盟（「令和 3 年度税制改正に関する要望書」2020 年 2 月 18 日）
 - 導入しないこと：免税事業者が取引先から排除又は仕入れ税額控除ができない金額に相当する額の値引きを求められる事態が想定され、公平性を欠く。免税事業者が課税事業者を選択しなければ不利な状況に陥る。システム費用、経理処理の複雑化など事業者に多大な負担を押し付ける。

- * 全国青色申告会総連合（「令和 3 年度税制改正要望意見」2020 年 9 月 14 日）
 - 現行の区分記載請求書等保存方式を堅持すること（インボイス制度への移行の取りやめ）：免税事業者が取引から排除されることが想定される。小規模事業者の納税にかかわる事務負担に多大な影響を与える。現行の区分記載請求書等があれば、引き続き適正申告をおこなうことができる。

- * 税経新人会全国協議会（第 54 回沖縄全国研究集会特別決議 2018 年 9 月 15 日）
 - 導入中止：中小事業者にとって、事務負担の増加、取引排除など死活問題。

- * 東京税理士会（「令和 4 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」2021 年 3 月 18 日）
 - 導入に反対：免税事業者が取引から排除されるおそれがある。増加する事務負担への対応が困難。現行の区分記載請求書等保存方式で十分対応できる。